

## 国立大学法人岡山大学の情報公開に関する規程

〔平成16年4月1日〕  
岡大規程第2号

改正 平成17年 3月24日規程第2号  
平成19年 3月30日規程第11号  
平成21年 3月27日規程第31号  
平成21年11月30日規程第56号  
平成22年 3月31日規程第47号  
平成23年 9月27日規程第79号  
平成28年 3月31日規程第11号  
平成29年 3月31日規程第29号

### (趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）等に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の保有する情報の公開（以下「情報公開」という。）の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織・体制)

第2条 情報公開は、学長が行う。

2 情報公開の受付等の窓口は、本部棟に置く。

3 岡山大学の各学部、大学院各研究科、各研究所及び岡山大学病院（以下「部局」という。）に、当該部局に係る情報公開への適正かつ迅速な対応を図るため、情報公開担当者（以下「担当者」という。）若干人を置く。

4 担当者は、当該部局の情報公開に関し、部局の長を補佐する。

5 担当者は、当該部局の教授のうちから部局の長が命ずる。

第3条 情報公開に係る重要事項は、役員会において審議する。

第4条 開示・不開示等、情報公開に関する具体的事案の対応等は、開示・不開示の審査基準に基づき、企画・評価・総務担当理事が行う。

### (手続)

第5条 法人における情報公開の実施に係る取扱いについては、別に定める。

### (開示・不開示の審査基準)

第6条 法人における情報公開に係る開示・不開示の審査基準については、別に定め、公表する。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。